

郡山市に住む

外国人住民のためのガイドブック

	ページ番号
1. 郡山市に住むとき	1
2. 保険について	3
3. 年金について	5
4. 税金について	7
5. 納税証明書・所得課税証明書	9
6. 緊急のとき	10
7. 近くの病院	12
8. 災害に備える	13
9. ごみの捨て方	15
10. 地域での生活	16
11. 妊娠したら	18
12. こどもが生まれたら	20
13. 教育	24
14. 公共交通機関	28
15. 自動車運転免許	30
16. 交通ルール	31
17. 日本語を学ぶ	33
18. 相談する	34
19. 郡山市について	36

1. 郡山市に住むとき



転入手続き（郡山市外から引っ越してきたとき）

日本に3か月より長く住む人は、住民登録をしてください。

郡山市に住み始めてから、14日以内に転入届を出してください。

[在留カードや在留資格については、出入国在留管理庁に聞いてください。](#)

手続きをする場所

[郡山市役所市民課](#)

[郡山市内の行政センター](#)

[郡山市民サービスセンター](#)

[緑ヶ丘市民サービスセンター](#)

持っていくもの

1 在留カード（まだ受け取っていないときは、パスポート）

2 他市区町村からの引っ越しの場合、転出証明書

3 家族も一緒に住む場合、家族の関係（結婚や出生）を証明する書類の原本と日本語訳

郡山市に住んでいる人が、引っ越しをするとき

引っ越しをする場合は転居届の提出が必要です。

引っ越すところ	手続きをするとき	必要なもの
郡山市内へ引っ越し	新しい住所に住み始めてから14日以内	在留カード
郡山市外へ引っ越し（国内・国外）	引っ越しの1か月前から	在留カード

郵便局への届け出

引っ越しをするとき、郵便局の窓口で転居届を出すと、1年間、前の住所の郵便物を新しい住所に届けてくれます。

[詳しくは、近くの郵便局の窓口で聞いてください。](#)

【お問合せ】

[市民部市民課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2131

マイナンバーカード

[マイナンバー](#)は、日本に住民票があるすべての人に割り当てる番号です。

税金、社会保障（年金、雇用保険、医療保険）等で使われる、とても大切な個人情報です。

はじめて日本で住民登録した場合、2～3 週間で、マイナンバーの通知が届きます。

マイナンバーの通知が届いたら、市役所やインターネットでマイナンバーカード取得の申請ができます。

すでにマイナンバーカードを持っている場合、転入届から 90 日以内にマイナンバーカードの住所変更の手続きをしてください。

手続きをする 場所

[郡山市役所マイナンバーカードセンター](#)

[郡山市ビッグアイ・マイナステーション](#)

[郡山市内の行政センター・連絡所](#)

市民サービスセンター

【マイナンバーカードについて】

[マイナンバーカードを作って、便利に生活しましょう！（出入国在留管理庁ウェブサイト）](#)

【お問合せ】

[市民部マイナンバー活用課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2130

2. 保険について



医療保険について

在留資格を持っていて、その期間が3か月より長い人は、必ず公的医療保険に入ります。

保険に入ると「資格確認書」がもらえます。

「資格確認書」を見せると、病院で払うお金が、医療費の10%～30%になります。

公的医療保険の種類

公的医療保険には、社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度があります。

社会保険

会社で働いている人が入ります。

詳しくは、自分が働いている会社の人に聞いてください。

国民健康保険

社会保険に入っていない人は、[国民健康保険](#)に入ります。

郡山市役所国民健康保険課または行政センター、市民サービスセンターで手続きをしてください。

手続き後、「国民健康保険税」を払うための「納付書」が届きます。

納付期限までに払ってください。

国民健康保険に入る手続きに必要なもの

1 在留カード

2 資格喪失証明書（社会保険から国民健康保険に変更するとき）

[詳しくは、郡山市のウェブサイトを見てください。](#)

後期高齢者医療制度

75歳以上の人は、[後期高齢者医療制度](#)に入ります。

入るための手続きはありません。

「後期高齢者医療保険料」を払うための「納付書」が届きます。

納付期限までに払ってください。

高額療養費制度

1 か月の医療費の自己負担額が高額になったときには、申請すると一部が後日払い戻されます。

事前に[限度額適用認定証](#)を申請することで自己負担額を安くすることができます。

[詳しくは、郡山市のウェブサイトを見てください。](#)

【お問合せ】

市民部国民健康保険課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：国民健康保険について 024-924-2141

後期高齢者医療制度について 024-924-2146

3. 年金について



日本の年金について

日本に住む、20 歳以上 60 歳未満の人は、外国人も公的年金に入り、保険料を払います。

65 歳になったときのほか、障がい者になったときや遺族になったときにもお金を受け取れる場合があります。

公的年金の種類

公的年金には、厚生年金と国民年金があります。

厚生年金

会社などで働いている場合、会社で厚生年金に入ります。

詳しくは、自分が働いている会社の人に聞いてください。

国民年金

厚生年金に入っていない人は、国民年金に入ります。

郡山市役所国民健康保険課で手続きをしてください。

国民年金に入る手続きに必要なもの

- 1 在留カードとパスポート
- 2 社会保険資格喪失証明書または離職票（厚生年金から国民年金に変わるとき）

国民年金の保険料

令和 6（2024）年度 月額 16,980 円

令和 7（2025）年度 月額 17,510 円

※保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予の制度があります。[詳しくは郡山市のウェブサイトをご覧ください。](#)

脱退一時金制度

国民年金の保険料を 6 か月以上払っている人は、日本から出国した後に脱退一時金を請求できます。（日本から出国した後 2 年以内）

全国の年金事務所で手続きをしてください。

日本にいる人が代わりに手続きをする場合、委任状が必要です。

[詳しくは、日本年金機構のウェブサイトをご覧ください。](#)

【お問合せ】

市民部国民健康保険課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2141

4. 税金について



税金の種類

日本に住んでいる人は、いろいろな税金を払います。

税金の種類は、住民税、所得税、自動車税などがあります。

[詳しくは、財務省のウェブサイトをご覧ください。](#)

住民税について

1月1日に日本に住所があり、前の年に所得のある人が払います。

市役所から、納付書が来ます。納付期限までに払ってください。

会社が給料から差し引いて、納める場合もあります。

【お問合せ】

[税務部市民税課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2081

所得税について

あなたがもらった、すべての所得に対してかかります。

働いている人は、会社が給料から差し引いている場合があります。

【お問合せ】

[郡山税務署](#)

〒963-8655 福島県郡山市堂前町 20-11

電話番号：024-932-2041

自動車税（種別割）について

4月1日に自動車を持っている人が払います。

納付書が届いたら、納付期限までに銀行などで払います。

【お問合せ】

[自動車税（種別割）](#)（普通自動車など）／県中地方振興局県税部

〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目 1-1

電話番号： 024-935-1261

[軽自動車税（種別割）](#)（軽自動車・バイクなど）／税務部市民税課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2081

その他の税金

自動車を買ったときにかかる[自動車税（環境性能割）](#)、土地や家を所有している人にかかる[固定資産税](#)、商品などを買ったときにかかる消費税などがあります。

海外に転出するとき

税金の納税通知書が届く前に帰国する人は、郡山市にいる人に「[納税管理人](#)」になってもらいます。

郡山市役所資産税課、行政センター、市民サービスセンターで手続きを行ってください。

【お問合せ】

税務部資産税課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2091

5. 納税証明書・所得課税証明書



納税証明書・所得課税証明書

在留資格の更新・変更や、お金を借りる時などに、必要になる場合があります。

[窓口と受付時間など詳しくは、郡山市のウェブサイトをご覧ください。](#)

申請時に必要なもの

納税義務者が申請する場合、本人確認できるものが必要です。

本人確認できるものとは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなどがあります。

郵便やオンラインによる証明書交付の申請手続き

市税の証明を、郵便やオンラインで申請することができます。

申請のしかたや必要なものは、ウェブサイトをご覧ください。

[郵便での申請のしかた](#)

[オンラインでの申請のしかた](#)

【お問合せ】

税務部資産税課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2091

6. 緊急のとき

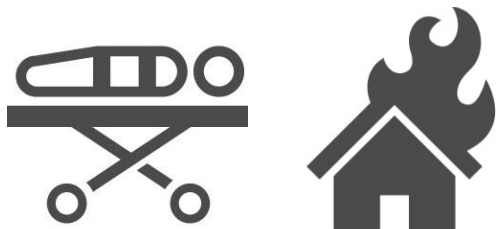


緊急のとき、どこに連絡するか

日本では、緊急のときに助けを呼ぶための電話番号が2つあります。

どちらも緊急用の番号です。いたずら電話をしてはいけません。

119／消防



急な病気、大けが、火事の場合は119に電話します。

119は緊急用の番号です。相談や問い合わせはできません。

自分で病院に行けるときは、使えません。

110／警察



犯罪、交通事故の場合は110に電話します。

110は緊急用の番号です。相談や問い合わせはできません。

郡山市休日・夜間急病センター

休日や夜間に具合が悪くなった人が、受診できます。

郡山市休日・夜間急病センターは、夜間は1月1日を除く毎日、昼間は日曜日・祝日に受診できます。

[診察科目と診療時間など、詳しくはウェブサイトをご覧ください。](#)

[郡山市休日・夜間急病センター（地図）](#)

【お問合せ】

〒963-8031 福島県郡山市字上亀田 1-1

電話番号：024-934-5656

郡山市休日当番医・休日当番薬局

休日に受診できる病院と薬局です。

急な変更があるかもしれません。受診する前に、電話で連絡してください。

[休日当番医はこちら](#)

[休日当番薬局はこちら](#)

福島県救急電話相談

急なけがや病気をしたときに、電話で相談できるところです。

救急車を呼んだほうがいいか、すぐに病院に行ったほうがいいかなど、電話で様子を聞き、アドバイスを受けることができます。

毎日、24 時間電話を受け付けています。

電話番号：＃7119（または 024-524-3020）

[詳しくは、福島県のウェブサイトをご覧ください。](#)

福島県こども救急電話相談

夜間にこどもの体調が悪くなったときに、電話で相談できるところです。

電話で様子を聞き、アドバイスを受けることができます。

毎日、午後 7 時から朝 8 時まで電話を受け付けています。

電話番号：＃8000（または 024-521-3790）

[詳しくは、福島県のウェブサイトをご覧ください。](#)

7. 近くの病院



郡山市や周辺の病院について

日本語しか対応できない病院があります。

できるだけ、日本語が話せる人と一緒に病院に行きましょう。

[医療情報ネット](#)や、観光庁監修のアプリ Safety tips で、医療機関を探すことができます。

Safety tips のダウンロード

Android <https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.rcsc.safetyTips.android>

iPhone <https://itunes.apple.com/jp/app/safety-tips/id858357174?mt=8>

日本語が話せないとき・日本語が話せる人と一緒に病院に行けないとき

AMDA 国際医療情報センターでは、日本語が話せない外国人のみなさんが病院を受診するときに、電話や Zoom で外国人患者と病院のコミュニケーションを遠隔通訳でスタッフがサポートします。

外国人患者は、AMDA 国際医療情報センターの遠隔通訳を利用して受診したいことをまず病院に相談してください。その後、病院から AMDA 国際医療情報センターに連絡をしてもらい、通訳日を設定してもらいます。

対応時間：言語によって違います。詳しくはウェブサイトを確認してください。

電話番号：050-3405-0397（患者からではなく、医療機関から電話してください）

※サービスは無料ですが、通話料金がかかります。

※医療に関係ない内容は通訳しません。

[利用方法や対応言語など、詳しいことはウェブサイトをご覧ください。](#)

8. 災害に備える



郡山市で起きた大きな自然災害

2011 年 3 月の東北地方太平洋沖地震や、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故、最近では 2019 年に発生した東日本台風（台風第 19 号）、2021 年・2022 年の福島県沖地震など、地震や水害が起きています。

自然災害が起きると

- ・ 電話やインターネットが使えなくなることがあります。
- ・ 電車やバスが動かないことがあります。
- ・ 道路が通行できなくなることがあります。
- ・ 電気・ガス・水道が使えないことがあります。
- ・ 買い物ができないことがあります。
- ・ 学校などが休みになり、避難所になることがあります。

自然災害に備える

自然災害で命を守るために、普段から災害に備えることが大切です。

郡山市では、防災動画（やさしい日本語、英語、ベトナム語）や 6 言語（やさしい日本語、英語、中国語簡体字、韓国語、ベトナム語、タガログ語）による防災ハンドブックを作成しています。

防災動画

災害情報の調べ方や、避難所、準備することなどについて知ることができます。

[やさしい日本語](#)

[英語](#)

[ベトナム語](#)

防災ハンドブック（多言語版）

自然災害のときに、どうすればいいのかが書いてあります。命を守るために、よく読んでください。

[ウェブサイト版（やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語）](#)

郡山市ダイバーシティ推進課で配布しています。

【お問合せ】

郡山市ダイバーシティ推進課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-3351

郡山市の防災情報

郡山市では、ウェブサイト、メールマガジン、Facebook、X（旧 twitter）など、様々な手段で災害情報をお知らせしています。

[詳しくは、郡山市のウェブサイトをご覧ください。](#)

【お問合せ】

[郡山市防災危機管理課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2161

SAFETY TIPS

災害の時に、14 か国語で情報が受け取れるアプリです。

緊急地震速報、津波警報、噴火速報、避難勧告等の情報を、受け取ることができます。

[アプリのダウンロードはこちらをご覧ください。](#)

[詳しくは、観光庁のウェブサイトをご覧ください。](#)

9. ごみの捨て方



ごみの捨て方

日本では、住んでいるところによって、ごみの捨て方が違います。

ごみを捨てる日と捨てる場所は、近所の人や市役所に聞いてください。

郡山市のごみの分別について

[日本語](#)

[英語](#)

[中国語](#)

[韓国語](#)

[ベトナム語](#)

[詳しい捨て方は、こちらのウェブサイトをご覧ください。](#)

「郡山市のごみの分け方と捨て方」についての動画

郡山市では、外国人向けに郡山市のごみの分け方と捨て方についてわかりやすく紹介する動画を作成しました。（やさしい日本語、英語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語）

[動画はこちらからご覧ください。](#)

注意事項

- ・ごみは正しく分別し、決められた日と場所に捨てます。他の日や場所に捨てると、回収しません。
- ・ごみは収集日当日の朝6時から8時の間に出してください。
(駅前1、2丁目、中町、大町1丁目は朝7時まで)
- ・捨ててあるごみを持って帰ってはいけません。

【お問合せ】

[環境部5R推進課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2181

10. 地域での生活



家を借りる

日本で家を借りる場合、2つ方法があります。

「公営住宅」と「民間の賃貸住宅」です。

公営住宅

福島県が提供する[県営住宅](#)や、郡山市が提供する[市営住宅](#)などがあります。

入居するためには、収入など、いくつか条件があります。

詳しくは、県や市のウェブサイトを見てください。

【市営住宅についてのお問合せ】

郡山市営住宅管理センター

〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-7100

民間の賃貸住宅

不動産屋で、家を探します。

日本では、家を借りるときに「敷金」「礼金」「更新料」など、家賃以外に払うお金があります。

[参考 国土交通省「部屋探しのガイドブック」（日本で部屋探しをする外国人の方へ）](#)

電気・ガス・水道

新しい家に住む日が決まったら、使用開始の申し込みをします。

種類	問合せ窓口
水道	上下水道局お客様サービスセンター 〒963-8016 福島県郡山市豊田町 1-4 電話番号：024-932-7641
電気	地域の電力会社に聞いてください。 家を借りた不動産屋で教えてくれることが多いです。
ガス	地域のガス会社に聞いてください。 家を借りた不動産屋で教えてくれることが多いです。

入居後のあいさつ

日本では、引っ越してきた人が近所にあいさつに行きます。

あいさつをすることで、どんな人が住んでいるのか分かり、お互いに安心です。

町内会・自治会

同じ地域に住む人たちが、交流したり、交通安全や防犯などの活動をしています。

活動は地域に住む人たちがお金を出し合って行います。

分からないことがあったら、近所の人に聞いてみてください。

【お問合せ】

[市民部市民・NPO活動推進課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-3471

11. 妊娠したら



妊娠した時の手続き

妊娠がわかったら、市役所に「妊娠届」を出します。

持っていくもの

1 妊娠届（病院か下記の窓口でもらいます。）

2 マイナンバーがわかるもの

[マイナンバーについては、こちらを見てください。（サイト内移動）](#)

3 本人が確認できるもの（パスポート、在留カード、マイナンバーカードなど）

手続きをする場所

中央保健センター（郡山保健所内）

南保健センター（安積行政センター内）

北保健センター（富久山行政センター内）

西保健センター（片平行政センター内）

郡山市役所こども家庭課（ニコニコこども館3階）

[上記の場所で「母子健康手帳」と、「母と子の健康のしおり」](#)を渡します。

英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語と日本語の両方で書かれた母子健康手帳を、無料で渡します。

母子健康手帳とは

お母さんの妊娠中からの記録と、こどもの健康について記録する大切なものです。

こどもの予防接種の記録をします。

病院に行くときは、必ず持って行きます。

他のまちに引っ越しても使います。捨てないでください。

「母と子の健康のしおり」とは

妊娠したら、定期的に病院で診察を受けます。

このしおりは、[妊娠中や出産後の健康診査](#)、新生児聴覚検査の費用の助成を受けるために必要です。

妊娠中に健康診査で病院に行くときは、「母子健康手帳」と「母と子の健康のしおり」と「本人の保険証」を持って行きます。

【お問合せ】

[こども部こども家庭課母子支援係](#)

〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目 2-3

電話番号：024-924-3691

12. こどもが生まれたら



こどもが生まれた時の手続き

こどもが生まれた日を含めて、14 日以内に「出生届（しゅっしょうとどけ）」を出します。

こどもが生まれてから 60 日を超えて日本にいる場合は、生まれてから 30 日以内に出入国在留管理庁で手続きが必要です。[詳しくは、出入国在留管理庁のウェブサイトを見てください。](#)

大使館・領事館でも手続きが必要です。詳しくは、駐日大使館/領事館に聞いてください。

出生届

手続きをする場所

こどもが生まれたところの役所か、父または母の住所か本籍があるところの役所に行き、手続きをします。

持っていくもの

- 1 病院からもらった出生届
- 2 母子健康手帳
- 3 父・母の在留カードなど、届け出する人の身分が分かるもの

だれがするの

父または母が届け出ます。

国籍

こどもの父と母が外国籍の場合は、父か母の国籍になります。

こどもの父または母が日本国籍の場合はお問合せください。

【お問合せ】

[市民部市民課](#)

963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号： 024-924-2131

その他の手続き

国民健康保険加入と出産育児一時金、国民健康保険税の軽減

こどもが国民健康保険に入るときは、生まれてから 14 日以内に手続きを行ってください。

国民健康保険に入っている人がこどもを産んだときは、世帯主に対して出産育児一時金を支給します。直接支払制度（郡山市から病院に直接支払う方法）を利用しなかった人は、郡山市役所に請求してください。また、こどもを産んだ人の産前産後期間分の国民健康保険税（所得割額と均等割額）が安くなります。

なお、郡山市の国民健康保険でない人は、自分が働いている会社の人に聞いてください。

詳しくは、郡山市の下記ウェブサイトを見てください。

- ・ [国民健康保険への加入の手続き](#)
- ・ [産前産後期間の国民健康保険税の軽減手続き](#)
- ・ [出産育児一時金の申請手続き](#)

【お問合せ】

市民部国民健康保険課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号： 024-924-2141

児童手当

こどもが生まれた日の翌日から 15 日以内に手続きを行ってください。高等学校修了前のこどもを育てている方に、手当をお渡しします。

[詳しくは、郡山市のウェブサイトを見てください。](#)

【お問合せ】

[こども部子育て給付課](#)

〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目 2-3 こども総合支援センター（ニコニコこども館）

電話番号： 024-924-2411

こども医療費助成制度

郡山市では、18歳までのこどもの医療費を助成しています。助成を受けるには登録手続きが必要です。

[詳しくは、郡山市のウェブサイトをご覧ください。](#)

【お問合せ】

[こども部子育て給付課](#)

〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目 2-3 こども総合支援センター（ニコニコこども館）

電話番号： 024-924-2411

予防接種・乳幼児健診

予防接種をすると、病気にかかりにくくなります。また、社会全体で病気が広まるのを防ぐ効果があります。

郡山市では、予防接種や乳幼児健診に必要な書類は、生後1か月ごろに「すくすくセット」という名前で郵送します。予防接種や乳幼児健診の時に、必ず持って行きましょう。

【お問合せ・予防接種について】

[保健所保健・感染症課](#)

〒963-8024 福島県郡山市朝日二丁目 15-1

電話番号： 024-924-2163

【お問合せ・乳幼児健診について】

[こども部こども家庭課](#)

〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目 2-3 こども総合支援センター（ニコニコこども館）

電話番号： 024-924-3691

保育園について

保護者が働いている間や、妊娠で子どもの保育ができないときなどに、子どもを保育するところです。

大きく、認可保育施設と認可外保育施設に分かれます。

[よい保育施設の選び方十か条](#)

郡山市認可保育施設について

郡山市に住んでいる子どもの、保育所の入所申込と保育の必要性の認定申請を行います。

保護者が、働いている、仕事を探しているなどのとき保育が必要だと認定されます。

申請書は、各認可保育施設、郡山市役所保育課で配布しています。

ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

郡山市のウェブサイトをよく読み、申し込みましょう。

[郡山市認可保育施設一覧](#)

認可外保育施設

子どもを預かる施設で、認可保育施設以外のところを認可外保育施設といいます。

入園の申込方法や、保育料は、施設により違います。

[郡山市に届け出のある認可外保育施設一覧は、こちらをご覧ください。](#)

13. 教育



幼稚園と認定こども園について

保育園については「こどもが生まれたら」をご覧ください。

[外国人児童生徒のための就学ガイドブック（文部科学省ウェブサイト）](#)

幼稚園

幼稚園は小学校、中学校と同じ「学校」です。

3歳の誕生日から小学校入学前までのこどもが入ることができます。

保育時間は、だいたい1日4時間です。

保育開始前と保育終了後に預かり保育があります。

幼稚園ごとに教育の内容や、入園条件が違います。

郡山市には私立幼稚園が27園あります。

幼稚園見学や一日体験など、入園前に参加してみましょう。

詳しいことは、各園のウェブサイトを見るか、直接連絡してください。

[郡山市幼稚園一覧](#)

[郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会ホームページ](#)

認定こども園

認定こども園は、教育、保育、保護者への子育て支援を行うところです。

0歳から小学校入学前までのこどもが入ることができます。

幼稚園と同じ4時間の保育時間と、保護者の働く時間によって8時間か11時間の保育があります。

郡山市には認定こども園（幼稚園区分）が5園あります。

入園に認定申請手続きが必要です。

[詳しくは、郡山市のウェブサイトをご覧ください。](#)

[郡山市幼稚園一覧](#)

幼児教育・保育の無償化

郡山市では保育料の無償化、軽減、または補助を行っています。

施設や年齢、保護者の就労状況により、内容が違います。

[詳しくは、郡山市のウェブサイトを見てください。](#)

【お問合せ】

[こども部保育課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号： 024-924-3541

義務教育（小学校・中学校）

小学校の入学手続き

郡山市に住民登録しているこどもは、6才の誕生日の次の4月から小学校に入学できます。

入学する前の年の9月に学校教育推進課から手紙を送ります。

学校教育推進課に手続きに来てください。

入学する学校は、住んでいる場所で郡山市教育委員会が決めます。

[入学する学校は、郡山市のウェブサイトを見てください。（郡山市立学校一覧）](#)

10月に入学通知書が手紙で届きます。

入学通知書に、こどもの健康診断の日が書いてあります。必ず行ってください。

ひっこしして入学通知書が届かなかったときや、入学通知書をなくしたときは、学校教育推進課へ来てください。

入学通知書は入学式のときに持ってきてください。

【お問合せ】

[教育委員会学校教育部学校教育推進課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号： 024-924-2431

中学校の入学手続き

小学校 6 年生のこどもに入学通知書を渡します。

入学する学校は、住んでいる場所で郡山市教育委員会が決めます。

[入学する学校は、郡山市のウェブサイトを見てください。（郡山市立学校一覧）](#)

入学する中学校から、入学説明会の手紙が届きますので、必ず行ってください。

制服は、作るのに時間がかかります。早めに準備をはじめましょう。

入学通知書は入学式のときに持ってきてください。

【お問合せ】

[教育委員会学校教育部学校教育推進課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号： 024-924-2431

郡山市の小学校・中学校に転入する場合

郡山市の学校に通うために、学校教育推進課に手続きに来てください。

日本語の手伝いがほしいときは、手伝いをしてくれる人に学校へ来てもらうことができます。（年間上限あり）

学校教育推進課へ相談してください。

【お問合せ】

[教育委員会学校教育部学校教育推進課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号： 024-924-2431

[外国につながるのある児童・生徒の学習支援情報検索サイト「かすたねっと」](#)

高校入学について

高校に通うとき

日本ではほとんどのこどもが中学校を卒業した後、高校に通います。

中学校で、担任の先生と相談をするときがあります。

こどもと将来のことをよく相談して、分からないことは周りの人や、先生に聞いてみましょう。

日本に入国して6年以内の外国籍のこどもは、高校の特別な受験を受けることができます。

郡山市の県立の高校で、特別な受験を行っているところは、あさか開成高校です。

[詳しくは、あさか開成高校のウェブサイトを見てください。](#)

[福島県教育委員会ウェブサイト](#)

高校入学のためのガイドブック

福島県に住む、外国にルーツを持つこどもとそのお父さん・お母さんのために、6つの言語で高校入学のためのガイドブックを作成しています。高校の入学を考えるときに使ってください。

対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タガログ語・ポルトガル語

[詳しくは、ウェブサイトを見てください。](#)

【お問合せ】

こおりやま日本語教室

電話番号：090-9634-9386

メール：koriyama.nihongo@gmail.com

こおりやま日本語教室 URL：<http://koriyama-nihongo.org>

14. 公共交通機関



郡山市内の公共交通機関

郡山市内では、電車、バス、乗合タクシーを利用できます。

電車の乗り方

1 目的地までの料金を路線図で調べます。

2 自動券売機で切符を購入します。特急や新幹線の切符などは「みどりの窓口」で購入することもできます。

3 改札機に切符を入れて、改札を通ります。

4 乗車します。

I Cカードがあると便利です。

小学生は大人料金の半額、6歳未満の幼児は大人1人につき2人まで無料です。

[J R東日本ウェブサイト](#)

路線バスの乗り方（運賃を現金で払うとき）

1 小銭を用意します。千円札は両替ができます。5千円札、1万円札は使えません。

2 目的地まで行く路線のバスを調べます。

3 バスの後ろのドアから乗ります。

4 ドア近くの機械から「整理券」を取ります。

5 降りるバス停が近づいたら、車内に設置されている「とまります」のボタンを押します。

6 バスが停まってから席を立ちます。

7 運転席の隣の「運賃箱」に「整理券」と「運賃」を入れます。おつりは出ません。

8 バスの前のドアから降ります。

I Cカードや回数券があると便利です。クレジットカードのタッチ決済も使えます。

小学生は大人料金の半額、6歳未満の幼児は大人1人につき2人まで無料です。

[バスの位置は福島交通バスロケーションシステムで確認できます。](#)

[福島交通ウェブサイト](#)

[会津バスウェブサイト](#)

乗合タクシー

郡山市日和田地区、熱海地区の一部、田村地区、西田地区、安積地区の一部、三穂田地区、逢瀬地区、喜久田地区、片平地区、中田地区で、乗合タクシーが使えます。

運賃は、大人 1 人 1 回 500 円、高校生以下・障がい者の方は 1 人 1 回 250 円、6 歳未満の幼児は大人 1 人につき 2 人まで無料です。

誰でも利用できますが、電話での予約が必要です。

[詳しくは、郡山市のウェブサイトをご覧ください。](#)

【お問合せ】

[都市構想部総合交通政策課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-3721

15. 自動車運転免許



自動車やバイクを運転するには

日本で自動車やバイクを運転するときは、運転免許が必要です。

運転免許証は、運転するとき必ず携帯してください。

日本で運転ができる免許証

1 日本で取得した運転免許証

2 ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証

3 外国運転免許証（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）で、日本の政令で定めるものが作成した日本語の翻訳が添付されているもの。

[詳しくは、警視庁のウェブサイトを確認してください。](#)

[福島県警察本部](#)

16. 交通ルール



日本の交通ルール

日本では「車は左側通行、人は右側通行」です。

自転車は車両なので左側通行です。左端を走ります。

信号や標識など、交通ルールは必ず守ります。

自転車で交差点を右折するときは、歩行者と一緒に横断歩道を渡ります。

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用します。

「日本での自転車の交通ルールと乗り方」についての動画

郡山市では、外国人向けに日本での自転車の交通ルールと乗り方についてわかりやすく紹介する動画を作成しました。

[やさしい日本語](#)

[英語](#)

[ベトナム語](#)

自転車の防犯登録について

自転車を買った場合、「自転車防犯登録」をしないてはなりません。

自転車防犯登録は、「自転車防犯登録所」の表示板が掲示してあるお店でできます。

[公益社団法人福島県防犯協会連合会ウェブサイト](#)

市民交通災害共済について

郡山市に住み、住民登録がある人は、市民交通災害共済へ加入することができます。

加入すると、日本国内の交通事故で死亡、入院、通院した場合、見舞金が支給されます。

会費は1年間で1人500円です。

郡山市役所セーフコミュニティ課、各行政センター、各市民サービスセンターで申し込みができます。

【お問合せ】

市民部セーフコミュニティ課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2151

17. 日本語を学ぶ



郡山市国際交流協会

郡山市国際交流協会では、地域に住んでいる外国出身者のための日本語講座や、日本語プライベートレッスン、日本文化に関する講座を開催しています。

[公式 Facebook](#)

[郡山市国際交流協会ウェブサイト](#)

【お問合せ】

郡山市国際交流協会事務局（郡山市ダイバーシティ推進課内）

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-921-3351

ボランティア日本語教室

福島県内にあるボランティア日本語教室は、下記のサイトより探すことができます。

[福島県国際交流協会ウェブサイト](#)

日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでの暮らし」

文化庁では、日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでの暮らし」を、無料で公開しています。

18 言語に対応しています。

[「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト](#)

18. 相談する



郡山市国際交流サロン

郡山市に住む外国出身者に、日本語学習についての情報や、生活情報などを提供しています。

【お問合せ】

国際交流サロン

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7 西庁舎 1 階

電話番号：024-924-2970

メール：intl-salon@city.koriyama.lg.jp

福島県国際交流協会

国際交流・国際協力に関するさまざまな業務を行っています。

在住外国出身者のための日常生活全般の相談を、多言語で受け付けています。

対応時間：言語によって違います。詳しくはウェブサイトを確認してください。

相談言語：13 言語

相談方法：面談、電話、FAX、メール、LINE 通話

電話番号：024-524-1316

FAX：024-521-8308

メール：ask@worldvillage

LINE：@901wzqzt

[福島県国際交流協会ウェブサイト](#)

法テラス多言語情報提供サービス

借金、離婚、労働、事故、ビザ、災害関係など、日本の制度や関係機関を無料で紹介しています。

対応時間：平日 9：00～17：00

対応言語：10 言語

電話番号：0570-078377

※事前に予約が必要です。

※サービスは無料ですが、通話料がかかります。

[相談内容や、対応言語など、詳しいことはウェブサイトを見てください。](#)

FRESC 外国人在留支援センター

外国人の在留について、いろいろな相談ができます。

外国人個人のほか、外国人と関係する個人や企業も相談ができます。

[相談内容や、対応言語など、詳しいことはウェブサイトを見てください。](#)

外国人技能実習機構 技能実習生向け母国語相談

技能実習生が、日本での生活に関することや技能実習に関することについて、母国の言葉で相談することができます。電話、メールや手紙でも相談ができます。

対応時間：言語によって違います。詳しくはウェブサイトを確認してください。

対応言語：8言語

通話料金：無料（フリーダイヤル）

[相談内容や、対応言語など、詳しいことはウェブサイトを見てください。](#)

福島県で働く外国人と事業主の相談窓口

福島県内で働く外国人が、職場のトラブルやキャリア形成、職場のハラスメントについての相談をすることができます。

対応時間：毎週金曜日（9：00～11：50／12：00～15：50）

相談言語：4言語

相談方法：電話、メール、LINEチャットで事前に申し込みしてください。

[相談内容や、対応言語など、詳しいことはウェブサイトを見てください。](#)

19. 郡山市について

郡山市の観光情報

郡山市のおすすめスポットや歴史、特産品を紹介しています。

観光パンフレットをダウンロードすることができます。

[郡山市観光協会ウェブサイト](#)

広報こおりやま

郡山市の情報紙です。

郡山市の生活情報や、相談をする場所、募集中のイベントなどをのせています。

同じ地区に住んでいるグループの人が、各家庭にくばってくれています。ほかにも、スーパーや銀行などでもらえます。

CATALOG POCKET（カタポケ）について

Catalog Pocket（カタポケ）はスマートフォンやタブレットで見ることができるサービスです。

広報こおりやまを、英語、韓国語、中国語、ベトナム語など 10 の言語で見ることができます。

【カタポケを見る】 <https://www.catapoke.com/search/?keyword=広報こおりやま>

【お問合せ】

[政策開発部広聴広報課](#)

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7

電話番号：024-924-2061

郡山市公式 SNS など

- [公式 LINE アカウント](#)
- [公式 Facebook](#)
- [Instagram](#)